

健全な環境と秩序ある共同生活を維持するためにこの館内規則を定めました
この規則を遵守し秩序ある共同生活を営んで下さい

■館内生活

【エントランス出入、居室鍵の管理】

:エントランス玄関はオートロックになっておりますが居室を出るときには館内にいる場合も必ず玄関と窓の鍵をかけて外出してください
:鍵は各自で保管し他人に預けないでください(紛失した場合はすみやかに管理員もしくは媒介業者にご連絡ください)
※お部屋の鍵を紛失した場合は鍵交換費として金20,000円(別途消費税)、エントランスオートロックカードキーを紛失した場合は鍵作成費として金3,000円(別途消費税)を実費請求いたします

【エントランスの開閉及び時間】

:エントランスは「午前7時」に開き「深夜0時」に閉めます

【外泊・帰省・長期留守】

:春期・夏期・冬期等の休みの間の帰省やクラブ活動、海外旅行等による長期留守またはその他外泊する際は必ず事前に所定の用紙にて管理員に届出してください
※外部からの問合せ等に支障が生じる事がありますので必ず実行してください
※管理員への届けがない場合には保護者へ連絡いたします

【連絡事項】

:連絡事項は各室または掲示板にて掲示いたしますので注意してください

【郵便物】

:郵便物はホール記名郵便受けを各自ご利用ください
※小包、書類等は管理室にてお預かりした後に各人へ連絡してお渡しますので受領するときは印鑑をご用意ください

【電話】

:事務室の業務または取次ぎは原則として「午前7時」より「午後10時30分」までとします

【楽器演奏】

:楽器の演奏は「午前8時」より「午後11時」までとします

【訪問客】

:訪問客があったときは事務室からご連絡しますのでロビーまたは応接室で面会してください(時間は「午後9時」までとします)

【訪問客の入室】

:事務室で許可を受けた女性に限り次の条件にて入室する事が出来ます
※入居者が在室している時に館内規則を遵守する者に限りです

【訪問客の宿泊】

:訪問客の宿泊は女性のみとし次の条件にて宿泊する事が出来ます
※入居者が所定の用紙で管理員に届け出てください(無届けの宿泊は禁止いたします)※入居者が在館している時に限りです
※宿泊される方のお世話は入館者が責任を持ってください※宿泊日数は原則として3日を限度とします
※館内規則を遵守してください※宿泊者は館内規則を遵守してください

■居室の使用

【清掃】

:居室内の清掃は各自責任をもって行き清潔に保ってください

※用具は当会館備え付けのものが使用できます(使用後は元の場所にお返してください)

:居室内の屑物等は指示された方法に従ってゴミを分別し袋詰めして決められた曜日・時間までに所定の場所に各自搬出してください

【洗濯】

:洗濯は所定のランドリールームで行ってください(ランドリールームは「午後11時」以降の洗濯は禁止いたします)

:物干しは物干し場を利用してください

【居室内への立ち入り】

:管理上必要がある場合に係員が居室内へ立ち入る場合がありますが、その際は事前に入館者にご連絡いたします

※緊急を要する場合には、その限りではありません

■共同施設(ランドリールーム、談話室)

【利用方法】

:共同施設は丁寧かつ清潔に使用してください

【維持】

:共同施設の故障、破損、紛失等の場合はすみやかに管理人にご連絡ください

※利用者の不注意による故障、破損、紛失等の際は修復実費を負担していただきます

■防犯・防災および保健衛生

【防犯・防災】

:不審者または不審時に気付いた際は、管理人に直ちにご連絡ください

:火災防止には特に注意し、石油ストーブ、また危険物の持ち込みを禁止いたします

:外出の際は自室の火元の安全を確認してください

:定期的に行われる防災訓練には必ず参加してください

:火災・防犯のため非常階段、避難ハッチ、消火器の位置および使用方法は事前に熟知しておいてください

:火災の際は直ちに火災報知器のボタンを押して、近隣の入館者に通報してください

【保健・衛生】

:緊急のとき、身体の具合が悪いとき、またはその他の入館者の健康状態に異常が発見されたときは管理人にご連絡ください

:病気で学校を休むときは、事務室にお知らせください

※救急医療箱は事務室に用意してあります

※健康状態の悪化により医師より共同生活が困難と判断された場合には退館していただきます

■その他禁止事項

居室の利用権を第三者に譲渡または転貸すること/居室内の造作を変更すること・居室の鍵を複製すること/館内での商業行為もしくはそれに類すること/館内での政治的、宗教的、思想的活動/共用部分の窓ガラス、壁等へのビラ等の掲示、貼り付け
下駄・スパイク等床面に傷つけやすい履物の使用/ペット類の飼育/館内、居室内での麻雀、賭博等/警察が介入するような行為
その他共同生活上不適格と認められる行為

館内ならびに会館周辺においても良識に従った行為を取るように特に留意し、
秩序ある共同生活を送るようつとめてください